



印刷関連機器及びシステムに対する  
安全要求事項－第 1 部：一般要求事項

JIS B 9631-1 : 2010

(JPMA/JSA)

平成 22 年 3 月 23 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 産業機械技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小林 英 男	横浜国立大学
(委員)	石坂 清	社団法人日本機械工業連合会
	大地 昭 生	日本内燃機関連合会
	大湯 孝 明	社団法人日本農業機械工業会
	吉良 雅 治	社団法人日本産業機械工業会
	田中 正 晴	厚生労働省
	手塚 明	独立行政法人産業技術総合研究所
	橋本 恭 典	社団法人全国木工機械工業会
	森 吉 尚	国土交通省
	山崎 省 二	一般社団法人日本空調システムクリーニング協会
	山名 良	社団法人日本建設機械化協会
(専門委員)	野原 慈 久	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 22.3.23

官 報 公 示：平成 22.3.23

原 案 作 成 者：社団法人日本印刷産業機械工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-4661)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：産業機械技術専門委員会 (委員長 小林 英男)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	5
4 規格の効力発生日	12
5 重大な危険源の防護	12
5.1 一般	12
5.2 ガード	12
5.3 引込みニップ	16
5.4 引込みニップの防護	16
5.5 インタロック	19
5.6 ホールド・トゥ・ラン制御器	21
5.7 他の安全防護方策	22
5.8 繰出し装置，巻取装置及びリール搬送装置の防護	23
5.9 巻取状材料の通し	26
5.10 供給装置及び排出装置（パイル昇降装置）	26
6 その他の危険源に対する保護のための規定	30
6.1 一般	30
6.2 火災及び爆発	30
6.3 電気機器	32
6.4 作業プラットフォーム，アクセス階段，通路及び高床作業	33
6.5 安定性	36
6.6 高温接触	37
6.7 騒音	37
6.8 放射危険源	37
6.9 固定刃物	38
6.10 回転工具	38
6.11 危険な工具の運搬及び格納	39
6.12 突き出している機械部分	39
6.13 丸ハンドル及びクランク	39
6.14 重量機械部品の日常的取扱い	39
6.15 酸化装置，焼却炉又は加熱浄化施設	39
6.16 押しつぶし及びせん断の危険源に対する保護	39
7 危険な状態からの解放	40
8 制御区域	40